

実地指導の指摘事項等について

県内で、平成29・30年度の実地指導等で指導や助言等を行った事項のうち、主なものを記載しました。
今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

※施設系サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

※居宅系サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、福祉用具販売

※通所系サービス：通所介護、通所リハビリテーション

【人員基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
1	訪問介護 訪問介護員等の員数	訪問介護員等としての業務がない時間は他の事業所で勤務させ、それを訪問介護員等の常勤換算数に含んでいた。	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上とすること。常勤換算数を計算する際に算入する従業者の勤務延時間数は、訪問介護員等としての勤務時間のみとすること。
2	訪問介護 訪問介護員等の員数	利用者が少ないことを理由に、訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5人を下回っていた。	利用者の有無に関わらず、訪問介護員の員数は、常勤換算方法で2.5以上とすること。
3	訪問介護 訪問介護員等の員数	訪問介護員が併設のサービス付き高齢者向け住宅の職員と兼務しているにも関わらず、勤務時間を区分していない事例が認められた。	訪問介護事業所の職員としての勤務時間とサービス付き高齢者向け住宅の職員としての勤務時間を明確に区分すること。
4	訪問介護 サービス提供責任者	常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないとされているが、利用者の数が40人を超えているにも関わらずサービス提供責任者を1人としている事例が認められた。	常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者とする。
5	訪問介護 勤務体制の確保等	当該事業所の訪問介護員の一部は、当該法人が運営するサービス付き高齢者向け住宅の従業者を兼務しているが、勤務形態一覧表及び雇用契約書等を確認したところ、当該事業所に従事する訪問介護員等の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしていなかった事例が認められた。	利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めること。
6	通所介護 従業者の員数	単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員を1名以上配置する必要があるが、看護職員が配置されていない日があった。	単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員を1名以上配置すること。
7	通所介護 従業者の員数	生活相談員が配置されていない日があった。	生活相談員を指定通所介護の提供日に適切に配置すること。
8	通所介護 従業者の員数	生活相談員がサービス提供時間内に送迎に出ていた。	提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる生活相談員を1以上配置すること。

【設備基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
9	全サービス共通 設備等	届出と異なる事務室(相談室)があった。	事務室(相談室)として位置づけるのであれば変更届を提出すること。
10	通所介護 設備及び備品等	食堂及び機能訓練室として届け出ている面積に利用者用ロッカー(静養用のベッド等)の面積が含まれていた。	食堂及び機能訓練室として届け出ている面積から利用者用ロッカー(静養用のベッド等)の面積を除き、専用区画の変更を届け出ること。
11	通所介護 設備及び備品等	事業所の専用区画が明確でないため、基準面積を満たしているか確認できなかった。	食堂・機能訓練室としての専用区画を明確にすること。
12	通所介護 設備及び備品等	機能訓練室として申請したスペースにベッドを置き、静養室として使用している事例が認められた。	申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変更届を提出すること。
13	通所介護 設備及び備品等	静養室(または相談室)として届出されている部屋を別用途に転用し、静養室(または相談室)の機能を果たしていなかった。	事業所に静養室(または相談室)を設けること。なお、設備の用途に変更がある場合には、設備基準を確認した上で、変更届出書を提出すること。
14	短期入所生活介護 設備及び備品等	廊下内にソファやロッカー等が設置され、廊下幅の基準を満たしていない箇所があった。	基準以上の廊下幅を確保すること。
15	特定施設入居者生活介護 設備に関する基準	申請時に談話室としていたスペースを、機能訓練室として使用している事例が認められた。	申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変更届を提出すること。
16	福祉用具貸与 設備及び備品等	福祉用具の保管のために必要な設備について、申請した場所とは別の場所を使用している事例が認められた。	用途を変更する場合は変更届を提出すること。また、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能である設備とすること。

【運営基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
17 全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	契約書及び重要事項説明書の同意日の日付がない事例が認められた。	利用申込者の同意を得る際、必ず日付を記入すること。
18 全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、従業者の勤務体制、利用料や苦情処理の体制等の記載に不備があった。第三者評価の実施状況や事故発生時の対応については記載がなかった。	重要事項説明書に、従業者の勤務体制、利用料や苦情処理の体制等の記載内容を修正すること。第三者評価の実施状況や事故発生時の対応について追記すること。
19 全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	当該事業所の重要事項説明書が作成されていなかった。	当該事業所の重要事項説明書を作成し、利用申込者又はその家族に対し交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
20 全サービス共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録に記録ミスや漏れがあった。	請求の根拠となるため、記録ミスや漏れのないよう、正しい記録を残すこと。
21 全サービス共通	サービスの提供の記録	いわゆる消えるボールペンによりサービスの提供の記録が作成されている事例が認められた。	記録の作成に当たっては、ボールペン等を使用し、修正の場合は二重線による見え消しの修正とすること。
22 全サービス共通	基本的取扱方針	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないが評価が行われていなかった。	定期的に自己評価を行い、サービスの質の改善を図ること。
23 全サービス共通	個別サービス計画の作成	居宅サービス計画と同一の目標が設定されている事例が認められた。	「居宅サービス計画で位置付けられた目標達成のため、サービス事業所で行えることは何か。」という視点を意識して、計画を作成すること。
24 全サービス共通	個別サービス計画の作成	居宅サービス計画が変更されているにも関わらず、個別サービス計画を変更していない事例が認められた。	必要に応じて個別サービス計画を見直すこと。
25 全サービス共通	個別サービス計画の作成	長期にわたり、目標が見直されていない事例が認められた。	達成が不可能な目標については見直しを行うなど、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、個別具体的な目標を定めること。
26 全サービス共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画への利用者の同意の日付がない事例が認められた。	サービスの提供開始前に計画を作成し、利用者の同意を得ること。
27 全サービス共通	管理者の責務	従業者の勤務時間、勤務内容が明確にされていない事例があった。	管理者は、勤務表等により勤務時間、勤務内容を明確にし、従業者及び業務の管理を一元的に行うこと。
28 全サービス共通	運営規程	サービスの内容及び利用料、通常の事業(送迎)の実施地域、サービス利用に当たっての留意事項等について記載がなかった。	サービスの内容及び利用料、通常の事業(送迎)の実施地域、サービス利用に当たっての留意事項等について記載すること。
29 全サービス共通	勤務体制の確保等	○併設事業所と一体の勤務表が作成されており、勤務時間、常勤、非常勤及び職種ごとの兼務関係等が、事業所ごとに明確になっていなかった。 ○月ごとの勤務表を作成していなかった。	原則として、事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にし、従業員の勤務の体制を定めておくこと。
30 全サービス共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に対する研修を実施していない事例が認められた。	管理者及び従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し、内容を記録として残すこと。
31 全サービス共通	重要事項の揭示	当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示していなかった。	当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示すること。
32 全サービス共通	秘密保持等	利用者の家族の個人情報をを用いる場合に、家族の同意を得ていないものがあった。	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報をを用いる場合、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ておくこと。
33 全サービス共通	秘密保持等	他の利用者の個人情報が記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。	利用者等から情報開示を求められることもあり、個人情報の取扱上望ましくないため、使用しないこと。
34 全サービス共通	苦情処理	受け付けた苦情について記録がなかった。 また、苦情処理の手順について利用申込者に説明されておらず、揭示もされていなかった。	受け付けた苦情の内容等を記録すること。また、苦情処理の手順について利用申込者に説明の上、揭示すること。
35 全サービス共通	事故発生時の対応	サービスの提供により発生した事故について記録がなかった。 また、市町への報告が必要であるが、未報告のものがあつた。	事故等があった場合には、状況及び講じた措置について記録すること。また、当該市町の定める報告基準により、速やかに事故報告書を市町へ提出すること。
36 全サービス共通	非常災害対策	運営規程等には定期的な非常訓練を実施することが明記されているにも関わらず、非常訓練を行っていない事例が認められた。	非常訓練を定期的に行い、その記録を残すこと。

37	全サービス共通	会計の区分	当該事業の会計とその他の事業の会計が区分されていなかった。	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
38	居宅系サービス 通所系サービス	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	○個別サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものになっていなかった。 ○居宅サービス計画が変更されていたが、個別サービス計画に反映されていなかった。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供すること。
39	居宅系サービス 通所系サービス	居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービス計画の変更を促すことなく、利用者のその場の希望に従い居宅サービス計画の内容に沿わないサービスを提供していた。	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこと。
40	居宅系サービス 通所系サービス	個別サービス計画の作成	個別サービス計画を作成した際に、利用者又はその家族に対し説明・同意を得ていない又は、交付していないものがあつた。	個別サービス計画作成後は、利用者又はその家族に対して説明、同意及び交付を行うこと。
41	訪問介護	衛生管理等	従業員の健康診断は行っているが、結果の写しを保管していない。	健康診断結果の写しを適切に保管し、訪問介護員等の健康状態について、必要な管理を行うこと。
42	訪問介護	事故発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルは作成しているが、事故発生時の具体的な対応手順及び記録様式等が明確に定められていない。	マニュアルの見直しを行い、事故発生時の対応手順及び記録様式等を定めること。
43	訪問介護	事故発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルは作成しているが、保険者への事故発生時の報告が事案の最終段階となっている。	事故発生時、必要な場合は速やかに保険者へ連絡するよう、マニュアルの見直しを行うこと。
44	訪問介護	管理者の責務	管理者が、営業時間内に介護保険外の業務に従事していた。	管理者は常勤専従とし、当該事業所の業務の管理を一元的に行うこと。
45	訪問介護	介護等の総合的な提供	提供する訪問介護の内容が通院等乗降介助に偏っていた。	訪問介護の事業の運営に当たっては、特定の援助に偏することなく、介護又は家事等を常に総合的に提供すること。
46	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族への説明が行われていなかった。 訪問介護計画よりも短時間のサービス提供が恒常的に行われている事例があつた。	訪問介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族への説明を行うこと。 訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うこと。
47	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画書に、利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえた、具体的なサービス内容が記載されていない。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員の氏名、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。
48	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービスを提供している事例が認められた。	変更となった理由等を具体的に記載すること。
49	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画が作成されていない事例が認められた。	居宅サービス計画が作成されていない場合でも、サービスの提供開始前に訪問介護計画を作成し、利用者の同意を得ること。
50	訪問介護	訪問介護計画の作成	サービスの提供内容が変更になったにも関わらず、訪問介護計画が変更されていない事例が認められた。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該訪問介護計画の変更を行うこと。
51	訪問介護	訪問介護計画の作成	要介護度が変更するなど、状態が変化した場合にあつても、訪問介護計画が見直されることなく、当初の計画のままサービスが提供されている事例が認められた。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。
52	訪問介護	緊急時等の対応	苦情処理に係る記録から、訪問介護員が利用者の居宅を訪問した際、利用者が呼吸をしておらず異常事態と認識したため事業所にその状況を報告した。それを受けた事業所の管理者は、訪問介護員に救急車の要請を指示したが、結果的には速やかな救急車の要請に至らなかったという事例が確認された。	訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。
53	訪問介護	管理者の責務	苦情処理に係る記録から、訪問介護員の緊急時等の対応が、当該事業所で定めるマニュアルの内容に沿っていない等、適切な対応が速やかに行われていない事例が確認された。	管理者は、当該マニュアルの適正な運用管理を行うとともに、その内容を従業者に周知徹底するなど、従業者及び業務の一元的管理や事業の運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行うこと。
54	訪問介護	訪問介護計画の作成	居宅サービス計画では、利用者と訪問介護員が一緒に調理を行うこととされていたが、サービス提供記録等では、利用者と一緒に調理を行った記録が確認できず、居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を一部行っていない事例が認められた。	サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。

55	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画の作成に当たって、その内容について利用者の同意を得たこと及び当該訪問介護計画を利用者に交付したことを書面で確認できない事例が一部認められた。また、サービス提供責任者が当該訪問介護計画を作成したことを書面で確認できない事例が認められた。	サービス提供責任者は、作成者及び訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、当該訪問介護計画を利用者に交付したことを明らかにすること。
56	訪問介護	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画等の変更の援助	訪問介護計画に「服薬」の位置付けがあるが、居宅サービス計画には位置付けられていない事例が認められた。	サービスの提供に当たっては、居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供すること。 なお、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡するとともに、その他必要な援助を行うこと。
57	訪問介護	訪問介護計画の作成 記録の整備	訪問介護サービスの提供が行われているにもかかわらず、訪問介護計画の作成及び保存を行っていない事例が一部認められた。	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、その完結の日から2年間保存すること。
58	訪問看護	主治の医師との関係	訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示書で受けなければならないにもかかわらず、指示書無く訪問看護を実施している事例が認められた。	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
59	通所介護	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録について、通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービス提供を行い、変更の理由が記載されていなかった。	サービスの提供の記録について、通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービス提供を行った場合は、変更の理由を必ず記載すること。
60	通所介護	通所介護計画の作成	通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービス提供を行っており、その時間が常態化しており、計画の見直しを行っていない。	通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービス提供を行っており、その時間が常態化している場合は、当該提供時間も計画に位置付ける等、計画の見直しを行うこと。
61	通所介護	所要時間による区分の取扱い	送迎に要する時間をサービス提供時間に含めていた。	送迎に要する時間を含まれることなく、計画に位置付けられた内容の通所介護を行うための、標準的な時間を確保すること。
62	通所介護	受給資格等の確認	利用者の被保険者証に認定審査会意見(口腔ケアの必要性)が記載されているにもかかわらず、当該認定審査会の意見に配慮して指定通所介護を提供していなかった。	利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めること。
63	通所介護	通所介護計画書の作成	通所介護計画書が、サービス提供開始までに作成されていなかった。	通所介護計画書は、サービス提供開始までに作成し、利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ること。
64	通所介護	通所介護計画書の作成	通所介護計画書が居宅サービス計画に沿った内容となっていない。 通所介護計画書に、サービス提供の開始及び終了時間が明記されていない。	通所介護計画書は居宅サービス計画に沿った内容とすること。 通所介護計画に、サービス提供の開始及び終了時間を明記すること。
65	通所介護	定員の遵守	サービス提供日ごとの利用者数の実績から、利用定員を超えたサービス提供を行った日が複数日確認された。	災害その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えたサービス提供を行わないこと。
66	施設系サービス	取扱方針	サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないが、記録していなかった。	サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
67	施設系サービス	取扱方針	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。	身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する等必要な措置を講ずること。
68	施設系サービス	サービスの提供の記録	入所者の被保険者証の介護保険施設等の記載欄に、入所の年月日及び入所している施設の名称を記載されていなかった。	入居者の被保険者証の介護保険施設等の記載欄に、入所の年月日及び入所している施設の名称を記載すること。
69	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画書に利用者の同意のないものがある。	短期入所生活介護計画書の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者からの同意を得ること。

70	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画を作成していない事例が認められた。	4日以上連続して利用することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成すること。
71	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	相当期間以上(概ね4日以上)にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない事例があった。	相当期間以上(概ね4日以上)にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画を作成すること。
72	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護	非常災害対策	非常災害対策計画について、必要な項目等を網羅した内容となっていなかった。 消防計画に基づく避難訓練は行われていたが、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施していなかった。	非常災害対策計画について、必要な項目等を網羅した内容とするよう修正を行うこと。 また、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施すること。
73	短期入所生活介護	管理者の責務	1か月の間、常勤専従の管理者が配置されておらず、事業所の従業者及び業務の一元的管理及び従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令が行われていないおそれがあった。	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うこと。また、従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。
74	特定施設入居者生活介護	取扱方針(身体拘束廃止に向けた取組)	身体拘束廃止に関する取組が不十分であった。	○施設全体で計画的に取り組んでいく観点から、身体拘束に関する改善計画を作成すること。 ○身体拘束に係る研修等、意識啓発のための取組を実施すること。
75	特定施設入居者生活介護	介護	自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、または清しきしなければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。	自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、または清しきしなければならない
76	特定施設入居者生活介護	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	身体的拘束等の適正化のための指針について、身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項、身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針等の項目が盛り込まれていなかった。	身体的拘束等の適正化のための指針について、身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項、身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針等、必要な項目を盛り込むこと。
77	特定施設入居者生活介護	記録の整備	経管栄養等の医療行為について、看護記録が整備されていない。	利用者の心身の状況に応じ必要な医療行為を行った場合は、医師の指示書とともに看護記録を整備し、完結の日から2年間保存すること。
78	特定施設入居者生活介護	利用料の受領	使い捨て手袋の料金を利用者から徴収している事例が認められた。	利用者の処遇上必要であるものは、事業者の負担とすること。
79	特定施設入居者生活介護	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	身体的拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない事例が認められた。	身体的拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
80	外部サービス利用型特定施設入居者	受託居宅サービスへの委託	受託居宅サービス事業者との委託契約書で定められている委託料と実際に支払っている委託料が異なっている。	受託居宅サービスの提供に関する業務委託を行う際の委託料について、委託契約書と整合性を図ること。
81	福祉用具貸与	衛生管理等	福祉用具の保管又は消毒を行わせる他の事業者の業務の実施状況を確認していなかった。	福祉用具の保管又は消毒を行わせる他の事業者の業務の実施状況を定期的に確認し、結果を記録すること。
82	福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等が記載されていないことがあった。	福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。
83	特定福祉用具販売	苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための手順が定められていない。	早急に苦情に対応するための手順を定めること。
84	特定福祉用具販売	事故発生時の対応	利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法が定められていない。	早急に、事故が発生した場合の対応方法を定めること。
85	特定福祉用具販売	特定福祉用具販売計画の作成	特定福祉用具販売計画が作成されていないことがあった。	特定福祉用具販売計画を作成すること。
86	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	個別サービス計画の作成	福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画を作成していないものがあった。	福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画を作成し、その目標に対するモニタリングを行うこと。
87	介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	目標について、施設が提供したいサービスの観点で記載されているものがあった。	利用者自身の生活全般の解決すべき課題に対する目標などとする。

88	ユニット型 介護老人 福祉施設	勤務体制の 確保等	ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置しなければならないにも関わらず、1名のみ配置の配置となっている事例が認められた。	ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置すること
89	介護療養 型医療施 設	事故発生時 の対応	事故発生時の対応マニュアルは作成しているが、保険者に報告する旨の記載がない。	保険者に報告する旨をマニュアルに記載すること。
90	介護療養 型医療施 設	会計の区分	介護療養型医療施設の会計とその他の会計を区分していない。	介護療養型医療施設の会計とその他の会計を区分すること。
91	短期入所 療養介護	短期入所療 養介護計画 の作成	管理者以外の者が作成等を行っていた	短期入所療養介護計画の作成、その内容についての利用者又は家族への説明・同意及び当該計画の利用者への交付は、管理者が行うこと。

【その他】

	サービス 種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
92	全サービ ス共通	変更の届出 等	管理者、サービス提供責任者、専用区画、運営規程、協力病院等の変更の届出が行われていなかった。	変更届が必要な事項について変更が生じた場合は、変更後10日以内に届け出ること。ただし、適正な事業運営を確保する観点から、設備の変更や定員変更等運営に大きな影響のある変更は、事前(遅くとも2週間前まで)に届出を行うこと。
93	短期入所 生活介護	変更の届出 等	運営規程に記載されている従業者の員数が現在の員数と異なっている。平成29年10月1日の変更届を最後に運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」が変更された届出がない。	現在の運営規程は、人員が実態と異なるため、運営規程の修正を行い、変更届を提出すること。 今後、従業者の職種、員数及び職務の内容については、年1回以上見直し、運営規程を修正した際は変更の届出をすること。

【介護報酬関係】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
94 訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護	2名による訪問介護について、利用者又はその家族等の同意を得ていなかった。	2名の訪問介護員による訪問介護を行う場合は、訪問介護計画に2名による訪問介護が必要となる理由を記載して同意を得ること。
95 訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護	2人の訪問介護員等が一部異なった時間帯でサービスの提供を行っているにも関わらず、所定単位数の100分の200に相当する単位数の算定を行っていた。	2人の訪問介護員等によるサービス提供時間が全体のサービス提供に占める割合が小さい場合は、それぞれの訪問介護員等のサービス提供時間に応じて訪問介護員等ごとに所定単位数を算定すること。
96 訪問介護	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に必要とされる記録がなかった。	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録すること。
97 訪問介護	緊急時訪問介護加算	当該加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図った旨がわかりづらい記録となっていた。	サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図った旨を記録に残しておくこと。
98 訪問介護	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が指定訪問介護を行った記録又は同行した記録がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が指定訪問介護を行うか又は同行訪問し、それを記録しておくこと。
99 訪問介護	特定事業所加算	○全ての訪問介護員等を対象とした定期的な会議を行っていることが確認できる書類に不備があった。 ○全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行っていることが確認できる書類に不備があった。 ○サテライトの利用者について当該加算を算定していなかった。	○全ての訪問介護員等を対象とした定期的な会議の開催状況については、その概要を適切に記録すること。 ○全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行っていることが確認できる書類を整備すること。 ○サテライトの利用者についても当該加算を算定すること。
100 訪問介護	特定事業所加算	○訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標を定めた計画を作成せず、一律に事業者が目標を設定していた。 ○サービス提供責任者が主催する会議について、サービス提供責任者が参加したことが確認できなかった。 ○留意事項の伝達が文書等の確実な方法(直接面接しながら文書を手交、FAX、メール等)により行われていなかった。 ○留意事項の伝達を行ったことが確認できなかった。	特定事業所加算の算定に当たっては、次の事項を改善すること。 ① 訪問介護員等ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施すること。 ② 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の開催は、訪問介護事業所のサービス提供責任者が主宰し、当該事業所の訪問介護員等に対し行うこと。また、欠席者に対しても別途実施し、記録しておくこと。 ③ サービス提供責任者によるサービス提供に当たっての留意事項の伝達は、サービス提供開始前に文書等の確実な方法により行うこと。なお、前回のサービス提供時の状況については、必ず伝達すること。
101 訪問介護	特定事業所加算	指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達を行ったことについて、記録に残していなかった。	指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達を行ったことについて、明確に記録に残すこと。
102 訪問介護	訪問介護費	前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を行っているにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。	前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を行った場合は、それぞれの所要時間を合算する。
103 訪問介護	同一敷地内建物等	当該事業所の同一敷地内建物等に住む利用者について、この減算が適用されていなかった。	指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者に対して指定訪問介護を行った場合は、同一建物居住者減算が適用される。
104 訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画を作成していない(同意を得ていない)利用者に対して、当該加算を算定している事例が認められた。	初回加算は、新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して算定すること。
105 訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に対して同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い同意を得ることや、ターミナルケアの提供に係る訪問看護記録書への記録などが不明瞭であるため、当該加算の趣旨を踏まえた上で算定すること。
106 訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る同意を得た後、死亡日及び死亡日前14日以内に、1日しかターミナルケアを実施していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	ターミナルケアに係る同意を得た後、死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上、ターミナルケアを実施している場合に算定できる。

107	訪問看護	早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い	緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った場合に、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定している事例が認められた。	緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った場合に、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できない。
108	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院時まで、在宅での療養に必要な指導を行っているもののその指導内容を文書により提供していない場合に、当該加算を算定している事例が認められた。	利用者の退院時まで、在宅での療養に必要な指導を行っているもののその指導内容を文書により提供すること。
109	通所介護	通所介護費	サービスを提供した記録がないにもかかわらず、通所介護費を算定している事例が認められた。	サービスを提供した記録を作成すること。
110	通所介護	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い	2時間以上3時間未満の単位数を算定できる利用者は、長時間のサービス利用が困難である者等に限定されるので、2時間以上3時間未満のサービス提供を計画に位置付ける際にはその理由が明確にされていなかった。	2時間以上3時間未満の単位数を算定できる利用者は、長時間のサービス利用が困難である者等に限定されるので、2時間以上3時間未満のサービス提供を計画に位置付ける際にはその理由を明確にしておくこと。
111	通所介護	入浴介助加算	サービスを提供していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	サービスを提供していない場合は算定できない。
112	通所介護	送迎未実施減算	送迎を実施していないにもかかわらず、当該減算を行っていない事例が認められた。	送迎を実施していない場合は、片道につき減算を行うこと。
113	通所介護	個別機能訓練加算	同一日に個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る常勤専従の機能訓練指導員が、個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練指導員として従事することはできないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	同一日に個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る常勤専従の機能訓練指導員が、個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練指導員として従事することはできない。
114	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅰ)	当該加算の算定に当たり、指定(地域密着型)通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しなければならないにもかかわらず、配置されていない事例が認められた。	個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定に当たり、指定(地域密着型)通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しなければならない
115	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接訓練の提供を受けていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	個別機能訓練加算(Ⅱ)は専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接訓練の提供を受けている場合に算定できる。
116	通所介護	口腔機能向上加算	作成した口腔機能改善管理指導計画について、利用者又はその家族の同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	作成した口腔機能改善管理指導計画について、利用者又はその家族の同意を得ること。
117	通所介護	口腔機能向上加算	認定調査結果は全て自立、アセスメント結果の歯磨きも自立で、加算の対象者となる根拠が確認できない事例があった。	口腔機能向上加算の算定は、利用者が認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者、基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者、その他口腔機能の低下している者又はその恐れがある者のうち、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者に行うこと。
118	通所介護	人員基準欠如減算	事業所の看護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて下回っていた。	翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算すること。
119	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)がないにもかかわらず、当該加算を算定していた。	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧できるようにすること。
120	通所介護	中重度者ケア体制加算	「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置」の要件につき、機能訓練指導員と兼務の職員が配置されているが、看護職員として配置されている時間が確認できなかった。(専従の看護職員を変更する場合の取扱い)	機能訓練指導員を兼務している看護職員について、看護職員としての勤務時間が確認できなかったので、明確にすること。
121	短期入所生活介護	看護体制加算(Ⅱ)	看護職員の配置が基準を満たしていなかった。	看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。
122	短期入所生活介護	送迎加算	送迎を実施していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に算定できる。
123	短期入所生活介護	緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れた際に、緊急利用した者に関する理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録していない事例が認められた。	緊急利用者を受け入れた際に、緊急利用した者に関する理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。

124	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者について算定すること。
125	特定施設入居者生活介護	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていないなど、身体拘束廃止未実施減算が必要となる事例が認められた。	身体拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない場合は身体拘束廃止未実施減算を算定する。
126	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	利用者ごとに健康状態を記録し、同意を得て医療機関又は主治医に月1回以上情報提供を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	利用者ごとに健康状態を継続的に記録し、同意を得て医療機関又は主治医に月1回以上情報提供を行うこと。
127	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力機関等の情報提供に係る協力医療機関又は主治医の署名あるいはそれに代わる方法による確認がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	協力機関等の情報提供に係る協力医療機関又は主治医の署名あるいはそれに代わる方法による確認すること。
128	特定施設入居者生活介護	栄養スクリーニング加算	利用開始時に利用者の栄養状態を確認していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態を確認を行うこと。
129	特定施設入居者生活介護	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、これを実施していないなど、身体拘束廃止未実施減算が必要となる事例が認められた。	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、これを実施していない場合は、身体拘束未実施減算が必要となる。
130	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	入所者又はその家族に栄養ケア計画の内容を説明する前から、栄養マネジメント加算を算定していた。	栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から、栄養マネジメント加算を算定すること。
131	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算について、多職種の者が共同して、入所者ごとの栄養ケア計画を作成した場合に算定できるが、当該計画が多職種の者が共同して作成していないことや計画に対して定期的に評価がされていない事例があった。	入所者時の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。また、入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
132	介護老人福祉施設	療養食加算	療養食が提供されていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に算定できる。
133	介護老人福祉施設	口腔衛生管理体制加算	歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていない月に加算を算定していた。	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、口腔ケア・マネジメント計画を作成すること。
134	介護老人保健施設	所定疾患施設療養費(I)	診療録に診断名が記載されていない事例があった。	診療録には、診断名、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を記載すること。
135	介護老人保健施設	退所前連携加算	指定居宅介護支援事業者への情報提供等が退所後に行われている事例があった。	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定できる